平成２４年（フ）第３７３号
千葉県松戸市六実２丁目41番地の２　ベリーズハウス103号栗野方
債務者　佐々木國子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３９２号
千葉県松戸市金ケ作418番地の63　レクセル五香ツインフォルテ311号
債務者　藪崎　聡史
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３９４号
千葉県松戸市六高台５丁目90番地の２　グリーンフィールド106号
債務者　飯田茉莉香（旧姓長谷）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３３５号
北九州市小倉北区三萩野１丁目９番20―204号
債務者　阿部　次夫
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２８号
岡山県勝田郡奈義町久常296番地44
債務者　西田　幸夫
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第３７２号
北九州市小倉南区朽網東５丁目19番２号102
債務者　古賀　清隆
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３７３号
北九州市小倉南区朽網東５丁目19番２号102
債務者　古賀富士子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６９号
青森県八戸市下長５丁目２番９―14号　市営住宅Ａ３―14
債務者　鈴木恵里子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
神奈川県三浦市南下浦町菊名1244番地４
債務者　荒井　武史
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１３７号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番22―303号
債務者　高木ケイ子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２３５号
沖縄県那覇市壺川３丁目２番地４　壺川市営住宅３―511
債務者　嘉手川重義
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２６４号
沖縄県豊見城市字高安120番地　オリブマンション301号
債務者　玉寄　房代
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第８３３号
名古屋市守山区西新14番２号　ヤトウ病院
債務者　森田　一夫
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５３号
沖縄県那覇市字上間486番地３　１階右
債務者　春日　　正
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２１０号
沖縄県浦添市宮城４丁目18番20―401号　外間アパート
債務者　鎌澤　裕子（旧姓友寄・武本）
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２４６号
沖縄県那覇市字安謝104番地３
債務者　比嘉美智子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２８９号
栃木県河内郡上三川町大字上蒲生919番地
債務者　小池　久代
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係